

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号1番ほか

被告 国

意見陳述書

2010年6月4日

福岡地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小宮和彦

1 原告たちの命を削るたたかいが世論を動かす

国は、札幌地裁で5月14日、福岡地裁で5月17日に、和解協議のテーブルに着くことを表明しました。期日ぎりぎりまで和解協議入りを決定せず、検討しているとだけ表明してきましたが、原告たちの命を削った必死の行動やこれを支援する世論に包囲され、和解協議のテーブルに着かざるを得ませんでした。

5月27日の朝日新聞朝刊に、「B型肝炎と闘う」との題で、全国B型肝炎訴訟の4人の原告が紹介されています。その中の1人に九州訴訟の窪山寛さんがいます。

肝がんにより余命を宣告されながらも病気を押して厚生労働省前の座り込みに参加したことが紹介されています。体調を崩してうずくまり奥さんに介抱されている写真が掲載されています。厚生労働省前で、大臣面談と早期和解協議入りを求めて座り込みをした時のものです。私も一緒に行動していました。窪山さんは、体調不良でふらふらする体に鞭打ちながら、声を振り絞って早期救済を訴え続けました。自分は余命を宣告された短い命だが、多くの被害者が一刻も早く救済されるために役立つならと、何度も何度も厚生労働省に訴えかけました。胸を打たれる姿でした。

原告団は、病気の体に鞭打ち、命を削りながら、被害者全員の1日も早い救済を訴えて、厚生労働省前や官邸前での抗議行動や要請行動、東京でのデモ行進やビラ配り、国会議員会館や政党本部を駆け回っての政治家への要請行動などを行ってきました。九州の原告たちは、全国原告団代表である谷口三枝子さんを筆頭に、地元でビラ配りや集会をするだけでなく、頻りに上京して東京行動の先頭に立って行動してきました。厚生労働省前の座り込みも2度行いました。

このような原告たちの命を削った懸命な行動が、マスコミでも取り上げられるようになりました。線引きのない早期解決を求める原告たちの道理にかなった訴えを、世論も支援するようになってきました。裁判所の和解勧告後は全国紙のすべてが社説で早期に和解解決すべきことを訴えています。

世論がB型肝炎訴訟の和解による早期解決を求めていることは明らかです。

2 和解協議入り後の国の対応

しかし、国は、和解協議のテーブルに着くと言いながら、今後の和解協議の進め方について、まず予防接種とB型肝炎感染の因果関係の認定基準に限った考え方だけを、7月上旬に提示すると表明しました。2カ月も先に和解についての一部についてだけの考え方を表明するというのです。

これでは解決の先延ばしとしか考えられません。解決する気があるのかさえ疑わしいと言わざるを得ません。

国は、裁判所の和解勧告を受けてから和解協議に入ることを表明するまでに2カ月を要しました。その間に、長妻厚生労働大臣は和解案を色々と検討していると発言しています。既に和解案についての検討をしていると言いながら、因果関係の認定基準に限った考え方だけを明らかにするために、さらに2カ月を要するというのはおかしい話です。そもそも先行訴訟の最高裁判決やこれまでの訴訟の中で、既に論点についての議論は尽くされています。あとは決断をするだけです。時間を要するものではありません。既に充分過ぎる時間が経過しています。

原告団が早期の和解解決を求めるのは、重篤な被害者が多いために一刻も早い解決が必要だからです。裁判所が和解勧告をしたのもそのような原告団の思いを受け止めたからです。

にもかかわらず、国が、和解協議のテーブルに着くだけで、だらだらと解決の引き延ばしをすることは断じて許されるものではありません。

3 原告たちはもう待てない

原告たちはもう待てないのです。

全国B型肝炎訴訟は、現在、全国10地裁に係属しています。6月2日の全国一斉提訴により原告は452名となりました。

そのうち10名の原告は提訴後の2年の間になくなりました。さらに、そのうちの2名は和解勧告が出された後、和解協議入り表明されるまでの2カ月の間になくなりました。重篤な肝硬変や肝がんに罹患し、入退院を繰り返したり、余命を宣告されている原告もいます。

提訴後になくなられた10名の原告は、予防接種で注射器の回し打ちさえ受けなければ、B型肝炎ウイルスに感染することもなく、病苦に苛まれる人生を送ることもなく、

ましてや死に至ることもありませんでした。加害者である国の謝罪と償いを受けたいとの一念から、病苦とたたかいながらも、大変な思いで訴訟に踏み切られました。その思いが実現することのないままに、この世を去らなければならなかったことは、無念きわまりなかったはずです。

この訴訟は、2年の間に10人が死亡し、2カ月の間に2人が死亡するような、重篤な患者たちが血を吐く思いでたたかっている訴訟です。

2カ月先に和解案の一部だけを小出しにして、解決を先延ばしにすれば、先延ばしされるたびに、解決の日を見ることなく、何人もの原告が尊い命を失っていくのです。

原告たちにとっては一刻の猶予も許されません。

原告たちはもう待てないのです。

そのことを訴訟関係者は肝に銘じて早期解決に取り組むべきです。

4 気の遠くなるような長いたたかいに解決を

また、B型肝炎訴訟は、問題が提起されてから、既に気の遠くなるような長い歳月が経過していることを忘れてはなりません。

全国B型肝炎訴訟は、札幌地裁に2008年3月28日提訴され、この福岡地裁に同年5月30日提訴され、既に2年以上が経過しました。

しかし、その前には17年にわたってたたかわれた先行訴訟があります。

北海道の5名の原告が最高裁までたたかい、集団予防接種によるB型肝炎感染について国に責任のあることを司法的に確定させた訴訟です。2006年6月16日の最高裁判決は、国の責任を断罪したうえ、国の除斥の主張を排斥し、原告全員の因果関係を認めて救済しました。

最高裁判決から既に4年が経過しようとしています。先行訴訟の提訴からは21年もの歳月が経過しています。気の遠くなるような歳月です。それでもなお解決していません。被害者に対する救済措置の検討どころか、実態調査さえなされていません。国は問題解決のために何らの措置も講じていないのです。

こんなことが許されていていいのでしょうか。

私が、B型肝炎訴訟に取り組もうと思ったのは、被害者の皆さんの甚大な被害に接して圧倒されたこととともに、国・厚生労働省の最高裁判決後の無責任な対応が許せないと思ったからです。かつて薬害エイズ訴訟の原告弁護団の末席をけがしていたことがありますが、厚生労働省が国民の生命健康を最優先で守ろうとせず、逆に国民の生命健康

に被害を与えるという過ちを犯していることに怒りを覚えました。さらに、その責任を追及されても、かたくなに認めようとせず、過ちを正そうとしない姿勢には、さらなる強い怒りを覚えました。このB型肝炎訴訟でも、同じことが繰り返されていると思います。最高裁判決で責任が確定していながらも、なお過ちを正そうとしないその姿勢には抑えがたい憤りを覚えざるを得ません。

国民の生命健康を守るべき国がまずなすべきは、命を最優先にして、ただちに被害者の救済に踏み出すこと以外にないはずです。

そして、この気の遠くなるような長いたたかひに、1日も早い解決をもたらさなければならぬことは誰の目にも明らかです。

5 訴訟関係者へ

厚生労働省から来ている指定代理人のみなさん。最高裁判決が認定している厚生労働省の過ちについては、あなたたちも争ってはいません。そうであるなら厚生労働省に帰ったら、過ちを正すことに取り組むよう声をあげてください。裁判所に言われなくても、重篤な被害者が命を削りながらの抗議行動をしなくても、自ら進んで過ちを正す取り組みを始めようと声をあげてください。そのために、一刻も早く被害者の救済に立ちあがってください。一刻も早く訴訟が和解解決するように取り組んでください。

法務省から来ている指定代理人のみなさん。正義を実現するために行動してください。不正義を正す立場で行動してください。救済されるべき被害者が救済されないことは不正義です。線引きをして被害者を切り捨てるようなことはしないでください。救済されるべき被害者が救済されるべき時に救済されないことも不正義です。解決を先延ばしするようなことをせず、一刻も早い解決のために精力的に取り組んでください。正義の実現のために他省庁や政府を粘り強く説得してください。

そして、一刻も早い解決のために、6月21日に予定されている札幌地裁における裁判期日までには、線引きのない全体の解決策を示し、原告との交渉を始めてください。早期解決のためには裁判所だけでなく裁判外でも交渉を進めてください。

解決を遅らせることは、過ちにより被害を受けた被害者に対し、さらなる被害を与える過ちを犯すことにほかなりません。

訴訟関係者すべてが、一刻も早く被害者が救済されるために、一刻も早く本件訴訟を解決するように、最善の努力をすることを求めて意見陳述を終わります。

以上